

妊産婦の
皆様へ



産科医療補償制度

2021年5月以降使用

もし、自分の子どもが**重度脳性まひ**になったら

**補償される制度に
登録していますか？**



Q.どんな制度？ 出生したお子様が**重度脳性まひ**になって要件を満たした場合

MERIT
01

重度脳性まひ児と
その家族の経済的負担を
速やかに補償します。

総額 **3,000**万円 支給

(準備一時金 600万円 + 補償分割金 2,400万円 (年間120万円×20回))

MERIT
02

専門家が原因分析し、
報告書をお届けします



原因の究明と再発防止策を提言します

MERIT
03

産科医療の質の向上により
**安心して出産できる
環境につながります**



医療提供体制の確保や産科医不足の改善に役立てます

妊産婦の掛金負担はありません

この制度の運営には、出産時に保険者から支給される出産育児一時金等の一部が掛金として財源に充てられます

Q.脳性まひになるか分からないし、登録しなくてもいい？

日本のお産の**ほぼ100%**が登録されています

制度に加入している分娩機関でお産をする妊産婦は**すべてこの制度の対象となり、登録が必要です。**

裏面へつづく ➡

Q. どうやって登録するの？

制度に加入している
分娩機関であれば、
登録証が配布されます。

登録証にご記入の上、分娩機関を通して
ご提出ください。
控えは出産後5年間、大切に保管ください。



登録証

Q. 出産予定の分娩機関が制度に 加入しているかわからない…

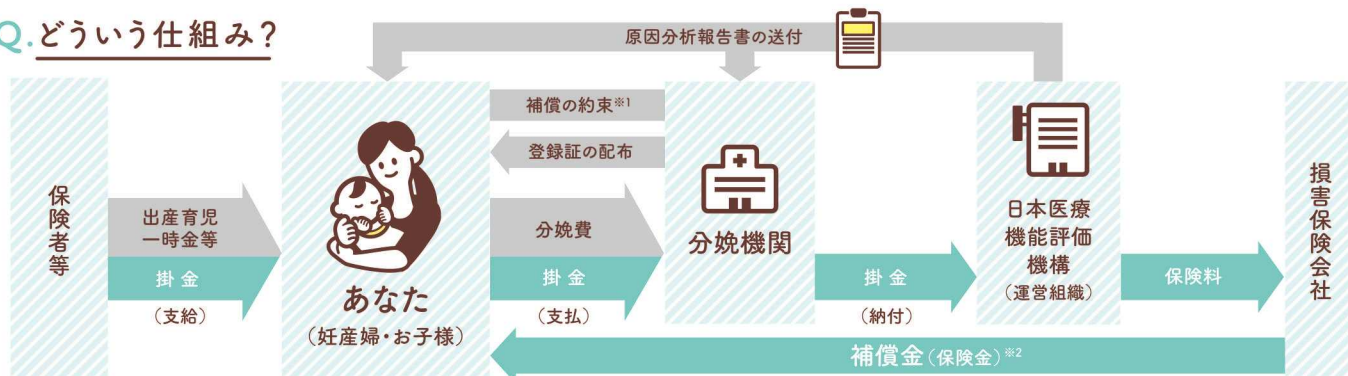
全国の分娩機関
制度加入率

99.9%

右の二次元コードから、制度に加入している
分娩機関を検索できます。



Q. どういう仕組み？



※1: 運営組織が定めた標準補償約款を使用して補償の約束をします。

※2: 運営組織にて補償対象と認定されると、運営組織が分娩機関の代わりに保険会社に保険金を請求し、補償金として支払われます。

●この制度は分娩機関が加入する制度です。加入分娩機関で出産された場合(22週以降の分娩)には、保険者から支給される出産育児一時金等に掛金相当額が加算されます。補償に向けた掛金は分娩機関が納付します。

Q. 補償対象となる条件は？ 下記①～③の基準をすべて満たすと補償対象となります。

① 2015年～2021年までに出生のお子様

在胎週数 32週以上 で 出生体重 1,400g以上

または

在胎週数 28週以上 で 所定の低酸素状況の要件を満たしている

2022年1月以降に出生のお子様

在胎週数 28週以上

2022年 制度改正

出生体重にかかわらず対象となります。

補償申請期間は？



② 身体障害者手帳1・2級相当の脳性まひ ※3

③ 先天性や新生児期の要因によらない脳性まひ ※4

※3: 補償対象の認定は、身体障害者手帳の認定基準で認定するものではありません。

※4: 先天性や新生児期の要因がある場合でも、その要因が脳性まひの主な原因であることが明らかでないときは、補償対象となります。

極めて重症で診断が可能な
場合は、生後6ヶ月から
補償申請を行うことができます。

Q. 補償対象か迷った場合は？

まずは、**出産した分娩機関にお問い合わせください。**



お問い合わせ先

産科医療補償制度
専用コールセンター



0120-330-637

受付時間: 午前9時～午後5時
(土日祝日・年末年始を除く)

産科医療補償制度ホームページ

<http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/>

産科医療

検索



公益財団法人 日本医療機能評価機構
Japan Council for Quality Health Care



このマークは
産科医療補償制度の
シンボルマークです